

信用金庫法制定70年

信金中央金庫 人事部付上席審議役
(前地域・中小企業研究所長)
松崎 英一

昭和26（1951）年6月15日に信用金庫法が公布・施行されてから、今年の6月15日をもって70年を迎える。

この間、信用金庫は、信用金庫法第1条（目的）で掲げる「国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため」に事業を行い、令和3（2021）年3月末現在、全国254信用金庫の預金は約155兆円、貸出金は78兆円に達している。国内店舗数は約7,100店舗、常勤役員数は10万人に及び、わが国金融マーケットで重要な役割を担っている。

しかしながら、信用金庫制度をめぐるこれまでの道のりは決して平坦ではなく、経済・金融情勢の変化、専門金融機関制度のあり方の見直しの中で、その役割について多くの議論が繰り返されてきた。特に、昭和40年代前半の金融二法の制定に関連した金融制度調査会での審議では、普通銀行との同質化が問題として取り上げられ、信用金庫制度の存在意義が問われて、株式会社組織への転換が俎上にのぼった。最終的には、中小企業の性格や規模に応じて多様な金融パイプを用意すること、急激な改革による混乱の回避等を理由に、協同組織形態の信用金庫の役割が確認されて、存続が必要であると結論付けられている。

その後も協同組織金融機関のあり方については、大蔵省・金融庁の審議会において、何度か審議が行われたが、どちらかというとも普通銀行と同様の業務を認めるための議論が中心だった。外国為替業務、国債等の窓口販売などの証券業務、信託業務、投信窓販業務等新しい分野にまで業務機能が拡大し、近年では、経済のグローバル化の中で、会員の外国子会社にまで員外貸付の範囲が拡大されている。さらに、信金中央金庫（全国信用金庫連合会）による金融債の発行や業態別子会社（証券会社、信託銀行）の設立が認められ、最近ではFinTech企業への出資、子会社を通じた地域商社事業への参入が行えるようになるなど、中央金融機関の補完機能も含めれば、信用金庫の業務範囲は飛躍的に拡大した。

一方、信用金庫の業務機能が強化され、業容面が拡大するにつれて、ガバナンスやリスク管理体制の強化に関連した規定が整備されるようになった。信用金庫の員外役員枠の設定や、経

営の健全性を確保する観点から、監事機能の強化、員外監事の登用、外部監査制の導入、内部統制システムに関する体制整備など、経営に対する監視の目が強化されている。こうしてみると、現在の信用金庫には、普通銀行とほぼ同様の金融機能が認められ、ガバナンス・リスク管理においてもほぼ同様の規制が加えられていると言ってよいだろう。

ここで協同組織性を根拠とする信用金庫の制度的特徴を確認すると、地域性と会員資格ということになるが、地域性については、交通網の発達や経済圏の拡大、合併等に伴って、1信用金庫の地区や店舗網に拡がりが見られている。地区が広がれば地縁・人縁の結び付きは弱くなり、会員制度が希薄化する恐れがあると指摘されることがあるが、地区は定款の絶対的の必要記載事項であり、定款を変更する場合には、総(代)会の特別決議（総会員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議が必要）が必要なので、会員の意思が反映できる仕組みが堅持されている。

また、会員資格については、信用金庫法制定時の事業者の資格は、従業員100人までとなっていたが、経済成長により中小企業の規模が拡大し、昭和27（1952）年に従業員300人、昭和43（1968）年に従業員300人または資本金等1億円と資本金等基準が加えられた。さらに、昭和48（1973）年に資本金等が2億円、昭和56（1981）年に資本金等が4億円、昭和62（1987）年に資本金等が6億円、平成5（1993）年に資本金等が9億円と拡大した。現在では、大企業等を除きほとんどの事業者が会員資格を有する状況になっており、特に地方圏では、地域経済を担う事業主体の大半が中小企業なので、信用金庫と普通銀行の貸出対象先はさほど違いがないのではないかと指摘を受けることがある。しかし、当研究所が実施している信用金庫取引先企業を対象とした「全国中小企業景気動向調査」によると、回答企業約16,000のうち20人未満の企業が約70%を占めており、このサンプル調査から全体像を推測すると、会員資格が引き上げられた現在でも、実態面における信用金庫の主要取引先は小規模企業と言える。

地域の今後を展望すると、さらに人口減少・高齢化、地域間格差の拡大、中小企業数の減少が進むことが予想される。これからの信用金庫は、こうした地域が抱える課題を解決するために、創業・起業の促進や中小企業の育成を通じた雇用の場の創出、地域住民が安心して暮らせる街づくりに貢献することが求められてくる。

信用金庫法は、時代の要請に合わせて業務機能の拡充や体制整備に関する改正が行われてきた。これからの信用金庫にとって、地域に産業を興す機能、中小企業の本業支援機能、街づくりに関連する機能が益々重要になる。そのような機能を充分発揮するために、これからも障害になっている規制の見直しや信用金庫法の整備が求められるだろう。